

都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準 新旧対照表

改正前	改正後
第 11 章 8 ページ (3) 切土のり面の形状 切土のり面の形状には、単一勾配ののり面と、土質により勾配を変化させたのり面とがあるが、採用にあたっては、のり面の土質状況を十分に勘案して適切な形状とすること。 なお、のり高の大きい切土のり面では、直高3.0～5.0mごとに幅1.5m以上の小段を設けるとともに、小段には排水溝を設け、延長<u>30m～50m</u>ごとに縦排水溝を設けること。 また、切土のり面ののり肩付近は浸食を受けやすく、植生も定着しにくいことから、のり肩を丸くするいわゆるラウンディングを行うこと。 第 11 章 12 ページ (5) 盛土のり面の形状（政令第28条第1項第4号、5号） 盛土のり面の形状は、気象、地盤条件、盛土材料、盛土の安定性、施工性、経済性、維持管理等を考慮して合理的に設計するものとする。 なお、のり高が小さい場合には、のり面勾配を単一とし、のり高が大きい場合には、直高3.0～5.0mごとに幅1.5m以上の小段を設けるとともに、小段には排水溝を設け、延長<u>30～50m</u>ごとに縦排水溝を設けること。	第 11 章 8 ページ (5) 切土のり面の形状 切土のり面の形状には、単一勾配ののり面と、土質により勾配を変化させたのり面とがあるが、採用にあたっては、のり面の土質状況を十分に勘案して適切な形状とすること。 なお、のり高の大きい切土のり面では、直高3.0～5.0mごとに幅1.5m以上の小段を設けるとともに、小段には排水溝を設け、延長<u>20m程度の間隔</u>ごとに縦排水溝を設けること。 また、切土のり面ののり肩付近は浸食を受けやすく、植生も定着しにくいことから、のり肩を丸くするいわゆるラウンディングを行うこと。 (5) 盛土のり面の形状（政令第28条第1項第4号、5号） 盛土のり面の形状は、気象、地盤条件、盛土材料、盛土の安定性、施工性、経済性、維持管理等を考慮して合理的に設計するものとする。 なお、のり高が小さい場合には、のり面勾配を単一とし、のり高が大きい場合には、直高3.0～5.0mごとに幅1.5m以上の小段を設けるとともに、小段には排水溝を設け、延長<u>20m程度の間隔</u>ごとに縦排水溝を設けること。

第 11 章 23 ページ

表11-10 土質別角度(θ)

背面土質	軟岩（風化の著しいものを除く）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	盛 土	腐植土
角度(θ)	60°	40°	35°	<u>30°</u>	25°

第 11 章 25 ページ

ア 荷重条件

擁壁の設計に用いる荷重は、擁壁の設置箇所の状況等に応じて必要な荷重を適切に設定しなければならない。一般に、擁壁に作用する荷重は、擁壁の自重、載荷重、土圧、水圧および地震時荷重等である。

擁壁の見え高 h が、2mを超える場合には、中・大地震時の検討も行うこと。

第 11 章 26 ページ

表11-11 コンクリートの単位体積重量

土 質	単位体積重量(kN/m ³)
無筋コンクリート	23.0
鉄筋コンクリート	<u>24.5</u>

第 11 章 23 ページ

表11-10 土質別角度(θ)

背面土質	軟岩（風化の著しいものを除く）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	盛 土	腐植土
角度(θ)	60°	40°	35°	<u>25°</u>	25°

第 11 章 25 ページ

ア 荷重条件

擁壁の設計に用いる荷重は、擁壁の設置箇所の状況等に応じて必要な荷重を適切に設定しなければならない。一般に、擁壁に作用する荷重は、擁壁の自重、載荷重、土圧、水圧および地震時荷重等である。

擁壁の全高 H が、5mを超える場合には、中・大地震時の検討も行うこと。

第 11 章 26 ページ

表11-11 コンクリートの単位体積重量

土 質	単位体積重量(kN/m ³)
無筋コンクリート	23.0
鉄筋コンクリート	<u>24.0</u>

第 11 章 32 ページ

表11-15 耐震設計の区分

条件 (擁壁の <u>見え高</u> h)	常時	中地震時	大地震時
$h \leq 2\text{ m}$	○	—	—
$h > 2\text{ m}$	○	○	○

第 11 章 42 ページ

ア 材料等

- ・石材、その他の組積材は控え長が35cm以上であること。
- ・胴込コンクリート、裏込コンクリート、基礎コンクリート等は、4週強度 18 N/m^2 以上を使用する事。

第 11 章 42 ページ

(12) 細部構造

ア 排水工 (省令第27条第2号)

擁壁は、その裏面の排水をよくするため、下記に掲げる事項を満足する構造とすること。

- ・擁壁には、2 m^2 に1箇所の割で内径75mm以上の水抜穴を設けること。
ただし、二次製品で排水機能が満足する場合は、この限りではない。

第 11 章 32 ページ

表11-15 耐震設計の区分

条件 (擁壁の <u>全高</u> H)	常時	中地震時	大地震時
$H \leq 5\text{ m}$	○	—	—
$H > 5\text{ m}$	○	○	○

第 11 章 42 ページ

ア 材料等

- ・石材、その他の組積材は控え長が30cm以上であること。
- ・胴込コンクリート、裏込コンクリート、基礎コンクリート等は、4週強度 18 N/m^2 以上を使用する事。

第 11 章 42 ページ

(12) 細部構造

ア 排水工 (省令第27条第2号)

擁壁は、その裏面の排水をよくするため、下記に掲げる事項を満足する構造とすること。

- ・擁壁には、3 m^2 に1箇所の割で内径75mm以上の水抜穴を設けること。
ただし、二次製品で排水機能が満足する場合は、この限りではない。